

国海員第364号
令和5年3月3日

北海道運輸局海上安全環境部長 殿

海事局船員政策課長
(公 印 省 略)

外国法人等の船舶所有者における産業医の選任について

標記について、船員法は、日本籍船に乗り組む船員を使用する船舶所有者が外国人又は外国法人（いわゆるマルシップに乗り組む外国人船員の船舶所有者）（以下「外国法人等」という。）である場合にも適用されることから、「船員法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第42号）による改正後の船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号。以下「船員労安則」という。）第10条の2第1項の規定に基づく産業医の選任についても、当該外国法人等が「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に該当する場合には、選任義務が課される。

しかしながら、当該外国法人等については、その事業活動の拠点が外国にあることから、我が国の産業医を選任しようとしても、実態上、外国法人等からの選任の要請に応ずる産業医が確保できないなど、当該選任義務の履行が困難な状況が想定される場所である。

このため、当該外国法人等による産業医の選任に関しては、下記の通り取り扱うこととしたので、今後の事務処理に遺漏なきよう期されたい。

国海員第364号
令和5年3月3日

東北運輸局海上安全環境部長 殿

海事局船員政策課長
(公 印 省 略)

外国法人等の船舶所有者における産業医の選任について

標記について、船員法は、日本籍船に乗り組む船員を使用する船舶所有者が外国人又は外国法人（いわゆるマルシップに乗り組む外国人船員の船舶所有者）（以下「外国法人等」という。）である場合にも適用されることから、「船員法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第42号）による改正後の船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号。以下「船員労安則」という。）第10条の2第1項の規定に基づく産業医の選任についても、当該外国法人等が「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に該当する場合には、選任義務が課される。

しかしながら、当該外国法人等については、その事業活動の拠点が外国にあることから、我が国の産業医を選任しようとしても、実態上、外国法人等からの選任の要請に応ずる産業医が確保できないなど、当該選任義務の履行が困難な状況が想定される場所である。

このため、当該外国法人等による産業医の選任に関しては、下記の通り取り扱うこととしたので、今後の事務処理に遺漏なきよう期されたい。

国海員第364号
令和5年3月3日

関東運輸局海上安全環境部長 殿

海事局船員政策課長
(公 印 省 略)

外国法人等の船舶所有者における産業医の選任について

標記について、船員法は、日本籍船に乗り組む船員を使用する船舶所有者が外国人又は外国法人（いわゆるマルシップに乗り組む外国人船員の船舶所有者）（以下「外国法人等」という。）である場合にも適用されることから、「船員法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第42号）による改正後の船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号。以下「船員労安則」という。）第10条の2第1項の規定に基づく産業医の選任についても、当該外国法人等が「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に該当する場合には、選任義務が課される。

しかしながら、当該外国法人等については、その事業活動の拠点が外国にあることから、我が国の産業医を選任しようとしても、実態上、外国法人等からの選任の要請に応ずる産業医が確保できないなど、当該選任義務の履行が困難な状況が想定される場所である。

このため、当該外国法人等による産業医の選任に関しては、下記の通り取り扱うこととしたので、今後の事務処理に遺漏なきよう期されたい。

国海員第364号
令和5年3月3日

北陸信越運輸局海事部長 殿

海事局船員政策課長
(公 印 省 略)

外国法人等の船舶所有者における産業医の選任について

標記について、船員法は、日本籍船に乗り組む船員を使用する船舶所有者が外国人又は外国法人（いわゆるマルシップに乗り組む外国人船員の船舶所有者）（以下「外国法人等」という。）である場合にも適用されることから、「船員法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第42号）による改正後の船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号。以下「船員労安則」という。）第10条の2第1項の規定に基づく産業医の選任についても、当該外国法人等が「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に該当する場合には、選任義務が課される。

しかしながら、当該外国法人等については、その事業活動の拠点が外国にあることから、我が国の産業医を選任しようとしても、実態上、外国法人等からの選任の要請に応ずる産業医が確保できないなど、当該選任義務の履行が困難な状況が想定される場所である。

このため、当該外国法人等による産業医の選任に関しては、下記の通り取り扱うこととしたので、今後の事務処理に遺漏なきよう期されたい。

国海員第364号
令和5年3月3日

中部運輸局海上安全環境部長 殿

海事局船員政策課長
(公 印 省 略)

外国法人等の船舶所有者における産業医の選任について

標記について、船員法は、日本籍船に乗り組む船員を使用する船舶所有者が外国人又は外国法人（いわゆるマルシップに乗り組む外国人船員の船舶所有者）（以下「外国法人等」という。）である場合にも適用されることから、「船員法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第42号）による改正後の船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号。以下「船員労安則」という。）第10条の2第1項の規定に基づく産業医の選任についても、当該外国法人等が「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に該当する場合には、選任義務が課される。

しかしながら、当該外国法人等については、その事業活動の拠点が外国にあることから、我が国の産業医を選任しようとしても、実態上、外国法人等からの選任の要請に応ずる産業医が確保できないなど、当該選任義務の履行が困難な状況が想定される場所である。

このため、当該外国法人等による産業医の選任に関しては、下記の通り取り扱うこととしたので、今後の事務処理に遺漏なきよう期されたい。

国海員第364号
令和5年3月3日

近畿運輸局海上安全環境部長 殿

海事局船員政策課長
(公 印 省 略)

外国法人等の船舶所有者における産業医の選任について

標記について、船員法は、日本籍船に乗り組む船員を使用する船舶所有者が外国人又は外国法人（いわゆるマルシップに乗り組む外国人船員の船舶所有者）（以下「外国法人等」という。）である場合にも適用されることから、「船員法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第42号）による改正後の船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号。以下「船員労安則」という。）第10条の2第1項の規定に基づく産業医の選任についても、当該外国法人等が「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に該当する場合には、選任義務が課される。

しかしながら、当該外国法人等については、その事業活動の拠点が外国にあることから、我が国の産業医を選任しようとしても、実態上、外国法人等からの選任の要請に応ずる産業医が確保できないなど、当該選任義務の履行が困難な状況が想定される場所である。

このため、当該外国法人等による産業医の選任に関しては、下記の通り取り扱うこととしたので、今後の事務処理に遺漏なきよう期されたい。

国海員第364号
令和5年3月3日

神戸運輸監理部海上安全環境部長 殿

海事局船員政策課長
(公 印 省 略)

外国法人等の船舶所有者における産業医の選任について

標記について、船員法は、日本籍船に乗り組む船員を使用する船舶所有者が外国人又は外国法人（いわゆるマルシップに乗り組む外国人船員の船舶所有者）（以下「外国法人等」という。）である場合にも適用されることから、「船員法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第42号）による改正後の船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号。以下「船員労安則」という。）第10条の2第1項の規定に基づく産業医の選任についても、当該外国法人等が「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に該当する場合には、選任義務が課される。

しかしながら、当該外国法人等については、その事業活動の拠点が外国にあることから、我が国の産業医を選任しようとしても、実態上、外国法人等からの選任の要請に応ずる産業医が確保できないなど、当該選任義務の履行が困難な状況が想定される場所である。

このため、当該外国法人等による産業医の選任に関しては、下記の通り取り扱うこととしたので、今後の事務処理に遺漏なきよう期されたい。

国海員第364号
令和5年3月3日

中国運輸局海上安全環境部長 殿

海事局船員政策課長
(公 印 省 略)

外国法人等の船舶所有者における産業医の選任について

標記について、船員法は、日本籍船に乗り組む船員を使用する船舶所有者が外国人又は外国法人（いわゆるマルシップに乗り組む外国人船員の船舶所有者）（以下「外国法人等」という。）である場合にも適用されることから、「船員法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第42号）による改正後の船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号。以下「船員労安則」という。）第10条の2第1項の規定に基づく産業医の選任についても、当該外国法人等が「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に該当する場合には、選任義務が課される。

しかしながら、当該外国法人等については、その事業活動の拠点が外国にあることから、我が国の産業医を選任しようとしても、実態上、外国法人等からの選任の要請に応ずる産業医が確保できないなど、当該選任義務の履行が困難な状況が想定される場所である。

このため、当該外国法人等による産業医の選任に関しては、下記の通り取り扱うこととしたので、今後の事務処理に遺漏なきよう期されたい。

国海員第364号
令和5年3月3日

四国運輸局海上安全環境部長 殿

海事局船員政策課長
(公 印 省 略)

外国法人等の船舶所有者における産業医の選任について

標記について、船員法は、日本籍船に乗り組む船員を使用する船舶所有者が外国人又は外国法人（いわゆるマルシップに乗り組む外国人船員の船舶所有者）（以下「外国法人等」という。）である場合にも適用されることから、「船員法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第42号）による改正後の船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号。以下「船員労安則」という。）第10条の2第1項の規定に基づく産業医の選任についても、当該外国法人等が「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に該当する場合には、選任義務が課される。

しかしながら、当該外国法人等については、その事業活動の拠点が外国にあることから、我が国の産業医を選任しようとしても、実態上、外国法人等からの選任の要請に応ずる産業医が確保できないなど、当該選任義務の履行が困難な状況が想定される場所である。

このため、当該外国法人等による産業医の選任に関しては、下記の通り取り扱うこととしたので、今後の事務処理に遺漏なきよう期されたい。

国海員第364号
令和5年3月3日

九州運輸局海上安全環境部長 殿

海事局船員政策課長
(公 印 省 略)

外国法人等の船舶所有者における産業医の選任について

標記について、船員法は、日本籍船に乗り組む船員を使用する船舶所有者が外国人又は外国法人（いわゆるマルシップに乗り組む外国人船員の船舶所有者）（以下「外国法人等」という。）である場合にも適用されることから、「船員法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第42号）による改正後の船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号。以下「船員労安則」という。）第10条の2第1項の規定に基づく産業医の選任についても、当該外国法人等が「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に該当する場合には、選任義務が課される。

しかしながら、当該外国法人等については、その事業活動の拠点が外国にあることから、我が国の産業医を選任しようとしても、実態上、外国法人等からの選任の要請に応ずる産業医が確保できないなど、当該選任義務の履行が困難な状況が想定される場所である。

このため、当該外国法人等による産業医の選任に関しては、下記の通り取り扱うこととしたので、今後の事務処理に遺漏なきよう期されたい。

国海員第364号
令和5年3月3日

沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省海事局船員政策課長
(公 印 省 略)

外国法人等の船舶所有者における産業医の選任について

標記について、船員法は、日本籍船に乗り組む船員を使用する船舶所有者が外国人又は外国法人（いわゆるマルシップに乗り組む外国人船員の船舶所有者）（以下「外国法人等」という。）である場合にも適用されることから、「船員法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第42号）による改正後の船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号。以下「船員労安則」という。）第10条の2第1項の規定に基づく産業医の選任についても、当該外国法人等が「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に該当する場合には、選任義務が課される。

しかしながら、当該外国法人等については、その事業活動の拠点が外国にあることから、我が国の産業医を選任しようとしても、実態上、外国法人等からの選任の要請に応ずる産業医が確保できないなど、当該選任義務の履行が困難な状況が想定される場所である。

このため、当該外国法人等による産業医の選任に関しては、下記の通り取り扱うこととしたので、今後の事務処理に遺漏なきよう期されたい。

記

1. 事業活動の拠点が外国にある外国法人等については、当該外国法人等による我が国の産業医の選任が困難な場合には、これに代えて、例えば、次のような方法により船員の健康管理等を行うこととしても差し支えないものとする。
 - ① 外国法人等に対して裸用船を行った日本船社が選任した産業医により、当該外国法人等が使用する外国人船員の健康管理等を受けること
 - ② 外国法人等と外国の医療機関や医師との契約により、使用する外国人船員の健康管理等を受けること 等
2. ただし、この場合においては、当該外国法人等は、船員労安則第10条の2第3項に基づく所轄地方運輸局長に対する産業医の選任に係る報告書の提出に代えて、上記1.により実施する措置（以下「代替措置」という。）の内容等について、別記様式による報告書を当該外国法人等の国内代理店又は日本船舶を当該外国法人等に裸用船した日本船社を通じて所轄地方運輸局長に提出することとする。
3. 上記2.による代替措置に関する報告を行った外国法人等は、当該代替措置の内容等に変更があった場合には、速やかに、上記2.と同様に、変更があった内容について、別紙様式による報告書を所轄地方運輸局長に提出する。
4. 上記による代替措置に関する報告書の提出は、当該代替措置を講じた後、速やかに行うこととする。

産業医の選任に係る代替措置報告書（新規・変更）

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長 殿

船舶所有者の氏名
又は名称及び住所

主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地		
産業医の選任に対する代替措置	開始日	
	措置の内容	
参考事項		